

## 会 議 録

会 議 の 名 称	令和2年度第5回朝霞市高齢者福祉計画及び介護保険事業計画推進会議		
開 催 日 時	令和2年11月23日(月) 午前10時30分から午前12時00分		
開 催 場 所	朝霞市役所別館5階 大会議室		
出 席 者	委員9名（高野委員長、遠藤委員、本田(麻)委員、渡邊委員、本田(卓)委員、加藤委員、羽山委員、石藤委員、藤本委員） 事務局7名（三田部長、望月課長、増田課長補佐、奥野係長、小川係長、山崎主査、吉崎主任） コンサル会社2名（株式会社ぎょうせい 渡邊氏、森氏）		
会 議 内 容	<b>【議題】</b> (1) 第8期朝霞市高齢者福祉計画・介護保険事業計画の素案について (2) 第7期計画保険料・第8期計画保険料率（案）について		
会 議 資 料	○会議次第 ○【資料番号1】第8期朝霞市高齢者福祉計画・介護保険事業計画【素案】 ○【資料番号2】第7期計画保険料・第8期計画保険料率（案） ○【資料番号3】素案の指標変更箇所 ○【参考資料】介護保険料の滞納状況（H27～31年度）		
会 議 録 の 作 成 方 針	<input type="checkbox"/> 電磁的記録から文書に書き起こした全文記録		
	<input checked="" type="checkbox"/> 電磁的記録から文書に書き起こした要点記録		
	<input type="checkbox"/> 要点記録		
	<input type="checkbox"/> 電磁的記録での保管（保存年限 年）		
	電磁的記録から文書に書き起こした場合の当該電磁的記録の保存期間	<input checked="" type="checkbox"/> 会議録の確認後消去	<input type="checkbox"/> 会議録の確認後 か月
会議録の確認方法 委員長による確認			
そ の 他 の 必 要 事 項	○会議公開 傍聴者 1名		

○ 開 会

【奥野係長】

ただいまから、令和2年度第5回朝霞市高齢者福祉計画及び介護保険事業計画推進会議を開催させていただきます。

委員の皆様におかれましては、御多忙の中、また、祝日であるにも関わらず、本会議に御出席いただき、誠にありがとうございます。

私は、本日の会議の進行を務めさせていただきます、長寿はつらつ課地域包括ケア推進係の奥野と申します。よろしくお願いいたします。

なお、資料の確認につきましては、各議題ごとに確認をさせていただければと存じます。

本日の会議でございますが、磯山委員、新保委員、鳥居委員、藪塚委員、佐々木委員、増田委員から、御都合により御欠席との連絡を受けております。

なお、本日の会議は、会議録作成のため、会議内容を録音させていただきます。あらかじめ御了承願います。

高野委員長が少々遅れると御連絡がございましたので、会議の進行は、暫定的に三田部長にお願いしたいと存じます。よろしくお願いいたします。

【三田部長】

それでは、暫定的に進行を務めさせていただきますのでよろしくお願いいたします。

まず、議題に入ります前に、本会議につきましては、「朝霞市情報公開条例第23条」及び「市政の情報提供及び審議会等の会議の公開に関する指針」に基づき、原則公開となります。

本日の傍聴希望者はおりますでしょうか。

【山崎主査】

1名いらっしゃいます。

（傍聴者入室）

【三田部長】

お待たせいたしました。それでは議題に入りたいと思います。

本日の議題は2点ございます。

議題の（1）第8期朝霞市高齢者福祉計画・介護保険事業計画素案について、事務局から説明をお願いします。

○議題（1）第8期朝霞市高齢者福祉計画・介護保険事業計画素案について

【山崎主査】

それでは、議題（1）第8期朝霞市高齢者福祉計画・介護保険事業計画の素案について御説明いたします。

お手元に資料番号1第8期朝霞市高齢者福祉計画・介護保険事業計画素案と、資料番号3計画書素案 個別事業の指標の数値変更について、御用意をお願いします。

資料番号3につきましては、素案内の2つの事業の内容について修正しております。ともに事業名

の右に素案のページ数が振ってありますので、合わせて御確認をお願いします。

なお、説明は、「前回の会議で出された意見等を踏まえ、修正した主な箇所」を中心に御説明させていただきます。文言等の軽微な修正は説明を省略させていただきます。

まず、計画書全体に関わるところでの変更点は、原則、和暦と西暦を併記しました。ただ、一部の表などでは、文字が詰まり、見づらくなることなどを避けるため、令和7年（2025年）及び令和22年（2040年）のみを併記している箇所もございますので、御承知ください。

それでは、資料番号1で、1枚めくった目次については、前回の会議の資料番号3でお示しした通り、第1章と第2章の内容の組み換え、資料編の順番を修正しております。

3ページでは、「地域包括ケアシステムの姿」として、「住まい」を中心に、「生活支援・介護予防」、「介護」、「医療」、そして、これらの核となる「地域包括支援センター、ケアマネジャー」の包括的な支援のイメージ図を掲載しておりますが、新たに、イメージ図の下に、各項目における本市の具体的な事業の位置付けについて、事業名及び計画書の掲載ページを追記させていただきました。

（高野委員長入室）

【三田部長】

委員長がいらっしゃいましたので、以降の進行は委員長にお願いいたします。

【高野委員長】

遅れまして申し訳ありません。進行を務めさせていただきますので、よろしく申し上げます。事務局の説明を続けてください。

【山崎主査】

11ページから説明を続けさせていただきます。第3節 施策の体系につきましては、委員からの意見を踏まえ、「施策の方向性」の欄にページを振ることとさせていただきました。現在、全体的な文字の大きさやレイアウト等は調整中でございます。

続きまして、第2章の個別事業の、内容の加除等について御説明します。

まず、事業概要及び指標を示している表につきましては、平成30年度から令和2年度までを実績値、令和3年度以降を計画値と、明確に表記しました。

15ページ、⑦と⑧は高齢者の就労に関する内容ですが、⑦では、関係機関や関係部署との連携により、就労によるつながりや外出機会の創出につなげたいと考えております。加えて、⑧においては、令和2年度の厚生労働省の地域支援事業実施要項の改正に基づき、「就労的活動支援コーディネーター」の配置の検討を追加しました。

16ページの④「終活」については、前回の会議の意見を踏まえ、改めて長寿はつらつ課で調整させていただきます。終活という文言はそのままに、カッコ書きを「人生のしまい方」から「自分らしい人生の最期の迎え方」へと表現を変更させていただきました。

続きまして、27ページ認知症対応では、①認知症ケアガイドブックの事業概要の内容を整理しました。また、28ページ（2）の①認知症地域支援推進員と②認知症初期集中支援チーム員、29ページ（4）③チームオレンジの用語説明を、各ページの下段に追記しました。なお、28ページ下段の認知症地域支援推進員の説明内で「平成30（201）年度」となっておりますが、「平成30（2018）年度」となりますので、修正をお願いします。申し訳ありません。

続いて、32、33ページで構成している（3）介護者に対する支援の充実に、⑥職場環境の改善に関する普及啓発を追加させていただきました。これは、在宅介護実態調査や第2号被保険者に関する

るアンケート調査において、介護のために働き方を調整している等の回答が多いことから追加しております。

次に、34ページの成年後見制度の普及と相談体制の充実において、②成年後見制度の利用の支援に、新たに「相談体制の充実」を加え、内容に、「成年後見センターの設置や成年後見制度利用促進基本計画の策定等について検討する」ことを追加、併せて、③身寄りのいない高齢者への支援を追加させていただきました。

また、(2)虐待防止の推進につきましては、前回の会議において「虐待が起きてしまった時の対応」についての委員からの意見を踏まえ、③に「虐待の発見時の対応」を追加しました。内容は、虐待発見(通報)があった時の高齢者への対応だけでなく、養護者への支援も併せて記載しております。

次に、36ページですが、新たに②「避難所における介護サービス等の支援」を追記しました。こちらは、災害等で避難所設置された際、必要に応じた介護サービスの提供等の支援体制の整備を行うものです。

また、③の福祉避難所の拡充については、資料番号3のとおり指標の数値を変更させていただきました。

続いて、38ページの中段の施策体系図は、4つの「市の主な取組」で構成しておりますが、そのうち、(4)を「その他の福祉施策の充実」から高齢者の“住まい”に特化した取組として「安定した住まい確保への支援の充実」と変更しました。また、(3)高齢者の外出支援の推進に位置付けていた高齢者等移送サービスの実施については、(2)自立生活支援事業の推進に移動しました。(2)の補聴器購入費助成につきましては、当初予定していた実施期間満了に伴い、本計画からは削除しました。加えて、④に、近年、長寿はつらつ課所管の会議等から「ごみ出しが負担、困難になってきた」との声も上がっており、生活支援体制整備事業の一環である協議体等と協力して、支援等を検討する旨を追記させていただきました。

なお、これらの整理に伴い、以前(4)その他に位置づいていた①介護保険利用者負担軽減対策費補助金の交付は、施策目標Ⅲ介護保険制度の安定的な運営の中の、43ページ(3)介護保険制度の普及啓発及び適切なサービス利用の推進に組み入れました。

次に、42ページの⑤高齢者が安心して暮らせる多様な住まいの確保について、資料番号3のとおり事業概要及び指標の数値について整理しました。

45ページ(1)介護サービス基盤の整備の①では、前回「看護小規模多機能型居宅介護、定期巡回・随時対応型訪問介護看護の整備」としていた事業名を、これらの大枠である「地域密着型サービス事業所の整備」と変更し、指標を地域密着サービス事業所数と変更しました。

個別事業の大きな変更点は以上になりますが、本章に関しては、事業がイメージできるように、スペース等に写真を掲載したいと考えております。

続きまして、46ページから始まる第3章 高齢者の現状の人口ピラミッドについては、令和2年と令和7(2025)年の比較としましたが、本市などの首都圏では、令和22(2040)年ごろに高齢化率のピークが来ると想定されることから、令和22(2040)年の表も掲載するよう修正をかけております。また、第1節高齢者の状況及び将来見込みに認知症高齢者や日常生活圏域ごとの高齢者の推計を追加する予定でいます。

66ページから第4章第8期計画策定に向けた基本的な方向として、アンケート調査や長寿はつらつ課所管の会議において把握した課題と今後の方向性等を掲載しております。

また、68ページから74ページにおいては、第7期計画に位置付く施策や事業の現状と課題を記載しております。

76ページからは介護保険事業の見込みと保険料の設定の流れについて掲載しています。ここでは、まず、各サービスの事業概要と実績等を掲載しています。第7期計画書では、各サービスの概要

と実績の表を別々に掲載していましたが、よりわかりやすく表現するために、本計画では、サービスごとに概要と、その下に実績等の表を示して一体的に確認できるように構成しました。

89ページからの第2節 地域支援事業につきましても、第1節と同様の考え方で構成しています。

92ページの第3節から102ページまでは、第8期の介護保険料の算定根拠となる給付費等の過去の実績、今後の推計について掲載します。なお、現時点では、実績等の算出ができていないことから、レイアウトのみお示ししています。

103ページには介護保険料の段階及び年額の保険料を掲載いたします。こちらの保険料率等の詳細な考え方は、議題2で御説明します。

104ページでは、事業ごとに異なる国、県、市、被保険者等の各種財源の内訳を、105ページでは計画の推進のための考え方、106ページは計画策定に用いる資料や用語の解説を掲載する構成となります。

議題1の説明は以上でございます。

**【高野委員長】**

では、事前に送付されていたと思うのですが、資料1、素案の変更点ですとか、それから新たに盛り込んだ点、整理された点があったと思います。それについて御意見等おありの方、特に前回意見が出ていて、それに関して修正があった点をまずは中心に、それ以外のところで御質問御意見があればそれでもよろしいので、挙手の上でお願いしたいと思います。いかがでしょうか。

かなり色んな数値がはつきり入ってきて、完成形に近づいてきたと思われそうですけども。

**【本田（卓）委員】**

資料番号3③福祉避難所の拡充のところ、令和2年度から7件に利用件数が増えているのですが、具体的な施設がどこというの、目途が立っているのでしょうか。

**【高野委員長】**

素案でいうと、36ページ施策の方向性5. 災害や感染症対策の推進施策（2）防災体制の支援の充実の③福祉避難所で、資料番号3の本日配布されたものですね。

**【増田補佐】**

こちらにつきましては、協定に向けて交渉している予定ですが、3施設ありますので、そちらを計上しております。具体的には、市内にございます特別養護老人ホーム、内間木苑、ハレルヤ、花水木の里、そちらの3施設、今現在協定締結に向けて交渉が継続している状態です。

**【本田（麻）委員】**

32ページ、（2）高齢者の自立支援・重度化防止の推進②他機関等との連携体制の調整ということで、事業概要と実績値、計画値、年度まで入っているのですが、その下に何も入っていないです。

もう1か所、48ページ、施策の方向性2. 介護保険事業の適切な運営（1）介護事業者支援の推進②介護事業者の業務効率化の支援のところも、同じように数の欄だけ抜けています。これは、入れ忘れというか、間違いということでしょうか。

**【山崎主査】**

申し訳ありません。実績どおり計画書の削除の誤植になりまして、こちらは計画値が載らない、事業概要のみの欄になります。申し訳ありませんでした。

**【本田（麻）委員】**

分かりました。事業概要のみということ、指標とかは載らないということですね。あと、もう1点、15ページ、(2)生きがい活動支援議場の推進⑦高齢者の就労支援（新規）、新しく入ってきていると思うのですが、その中で就労支援、⑧就労的活動支援コーディネーター（就労的活動支援委員）の配置の検討（新規）のところで、これはどういう方がこのコーディネーターとか支援員になるというようなイメージを持ってらっしゃるのでしょうか。

あと、こういう方が、包括支援センターに1人とか、あるいは市内に何人とか、どういう配置をする予定でいらっしゃるのかお聞きしたいのですが。

**【山崎主査】**

はい、お答えさせていただきます。こちらについては、国の方からは、NPO団体等と示されておりますが、本市ではどういった方たちが、ここに該当するかというのはまだ検討段階に至っておりませんので、こういった8期の段階でそういったところも踏まえて検討させていただきたいと考えております。

**【本田（麻）委員】**

まだこれから配置の検討ということなのですが、一応要望として1つだけ、高齢者の介護とか高齢者の生活に詳しい方は勿論なのですが、就労の場合は、労働者として権利が守られるかということは非常に大事だと思います。ですので、労働法とか労働環境に詳しい方を含めて考えていただいた方が良くと思いますので、そういったところは検討段階で協議していただければと思います。よろしくお願いたします。

あともういくつかあるのですが、令和2年度の見込み値があるのに、その下から始まっているところがいくつかあります。それはどうしてなのか気になっています。具体的には、素案24ページ、施策目標Ⅱ 安心して暮らすことができる体制の整備の施策の方向性1. 地域社会からの孤立防止施策（1）地域の見守り体制の推進①見守り支援員事業の実施見直しというところで、令和2年度の支援員登録者数は1,050人（見込み）ということなのですが、令和3年度の計画値はそこから下がった1,030人から始まっていて、せっかく見込みで増えそうなのに、下がったところから始めるのかなというように思ったりしています。見込みはかなり増えて頑張っているところを、計画値が下がったところから始まる点がいくつかあるので、その辺はどうなのでしょう。

**【山崎主査】**

こちらは、令和2年度の見込みの計画値が入る前の段階で、計画値として選定したものをそのまま載せさせていただいている状況でございます。

この会議と並行して、担当課・担当係と現在調整しておりまして、改めて見直しの方は依頼しているところでございます。申し訳ありません。

**【遠藤委員】**

地域包括の改正の方で、素案43ページになるのですが、これから圏域の見直し等々ある中で、その現状の圏域の実態、高齢化率も含め、そういったような表示はどうするのでしょうか。

### 【山崎主査】

こちらの各圏域の高齢化率につきましては、今後計画書の別の章立てのところでご掲載させていただきます。現在、こちら掲載しておりませんので、そちらも改めて手にとってもらえるようなかたちでご掲載させていただきます。よろしくお願いいたします。

### 【高野委員長】

まず前回私がお願い・要望等をしたところとも関連するのですが、素案19から20ページ、総合事業の第1号事業介護予防・生活支援サービス事業のことなのですが、あまりにも計画値が少ないからそれで良いのかということをお願いして、増えている・増やすということだと思いますけれども、ただ一方で、訪問型サービスB・通所型サービスBはなかなか運営が難しいということはよく存じておまして、1か所程度できたらいいなという計画値になっているのですが、これが現実的には増やすことが難しいという意味でしょうかという質問が1つです。

それから、素案42ページ、施策の方向性6. の地域生活の支援の推進(4)安定した住まい確保への支援の充実⑤高齢者が安心して暮らせる多様な住まいの確保(新規)のところ、新規で計画に盛り込まないといけないということで国の指針に書いてあるものだと思うのですが、高齢者の多様な住まいのところなのですが、これを見ますと、実績値をそのまま維持するという計画になっています。

これを逆に言うと、新規の整備はしないというか認めないというか、そういうことだと思います、この計画の意味するところは。もちろん私個人はですね、サービス付き高齢者向け住宅や住宅型有料老人ホームの質の悪さというところに凄く問題意識を持っておられますので、増やさないという考え方もあるのでしょうか、後期高齢者人口が増加すること地域で増えないというのもそれはそれで困るのではないかなということで、実績値維持の計画値でいいのか、どういうふうにお考えなのかということをお聞きしたいです。

あと1つが、素案45ページ、施策目標Ⅲ 介護保険制度の安定的な運営の(1)介護サービス基盤の整備①地域密着型サービス事業所の整備のところ、前回私が御指摘とか質問したところとも関連するのですが、整理されて全体の箇所数でお示しになっていることはともかくとしまして、そんなに増やすという計画になっていないのが少し気がかりだということです。いずれにしても、勿論お金も付きまといまいます。

この後と保険料の議論も出てきますから、とにかく増やせ・増やそう、どんどん増やそうといっても結局それが保険料とか財政負担に跳ね返りますので、とにかく増やせばいいという訳ではありませんが、施設を増やすという政策が取れない中で、地域密着型サービスの重要性というのは増していく訳ですから、もう少し計画値として上積みがあってもいいのではないかと思います。

一方でなかなかこれ、進出してくれる法人がないという実情もありますので、事務局の方にお考えを確認しておきたいです。

### 【山崎主査】

まず1点目の、サービスBの点につきましてお答えさせていただきます。

そちらにつきましては、前回の委員の意見を踏まえて改めて検討させていただきました。その際ですね、現在朝霞市では、生活支援体制整備事業の他にございます、協議会ですとか、また地域の方たちが積極的に自主的な活動を進めているところがございます。

それをそのまま何かしらのかたちで支援していく方法が朝霞市はいいのか、それともサービス化してサービスBとして居続けるべきなのか、そういったところも今後8期の中で検討してい

たいところも含めて、まずは、必要な場合にはモデルケースとして、1カ所と設置させていただいた上でこのような資料の作り込みとさせていただいております。

2つ目はですね、高齢者が安心して暮らせる多様な住まいの確保、こちら素案42ページのものになりますが、資料番号1で配布させていただいたときには、番号・数値の変化ございませんでしたが、その後、埼玉県の資料等々活用させていただきまして、本日机上配布させていただきました、資料番号3のように、令和元年が209、令和2年度につきましては、今年10月よりガーデンコート朝霞というところが根岸台で31の定員数で設置をし、開設をしております。

また、今後県との調整の中でも令和4年度竣工予定で、三原に145戸のサービス付き高齢者向け住宅の設置も予定されておりますので、実際には資料番号3のように指標の数値を変更させていただき予定でございます。

#### 【吉崎主任】

それから、3点目なのですが、素案の45ページにございました、地域密着型事業所の整備というところがございます。委員長御指摘のとおり、こちらの整備、沢山行いますと、保険料に跳ね返ってくるというところではございますし、第8期計画では地域包括支援センターの体制の整備、そちらにも力を入れておりますので、令和5年度の24というのは、看護小規模多機能と定期巡回、こちらの2か所をこの8期計画期間中に整備するという方向で、検討している最中でございます。ですので、このような記載の仕方をさせていただいております。よろしく願いいたします。

#### 【高野委員長】

ありがとうございました。通所型サービス訪問型Bの話と地域密着型サービス、私の受け止めとして現実的な計画実施期間と受け止めました。個人的にはですけれども、追加の修正の資料を私が見落としておりました。サービス型高齢者住宅は進めるというような新たな資料でいきますということですね。逆に個人的にはですけれども、こちらの数値を見ますと、いささかこれは増えすぎて、質の確保に保険者として気をつけないと、申し訳ない言い方ですけれども、サ高住とか住宅型有料の住居者に対して、非常に良くないケアプランが作られて、とにかく支給限度額を使い切るですとか、選択の自由が実際にはなくて同じ会社が経営する通所訪問サービスを半ば強制的に使わされるという所が結構あります。

よほど保険者として、今申し上げたこと、感染症対策を含めてチェックしていかないと、財政的には特養が増える以上に、財政負担が大きくなりますので、保険給付の上では。質の確保とかに関して、国もその辺言っていたと思いますので、お願いしたいと思います。私からは以上でございます。

#### 【渡邊委員】

この中に載っていることではないのですが、具体的に市の中の町内会が色んなかたちで少しずつ高齢化が進んで崩壊とかしていくのですけれども、各町内会や包括支援センターの括りでもいいのですけれども、どのぐらい高齢化しているのか、そういう具体的なものが見える施策を朝霞市として何か見えた方がいいのではないかと思います。よろしく願いします。

#### 【山崎主査】

今後ですね、包括毎に、包括の圏域ごとに高齢化率を出して、今の内容を含めた上で検討して参りたいと思います。



【高野委員長】

ありがとうございました。それでは、続きまして、議題（２）第７期計画保険料・第８期計画保険料率（案）について、事務局より説明願います。

○第７期計画保険料・第８期計画保険料率（案）について

【吉崎主任】

第７期計画期間中の介護保険料と、第８期期間中の介護保険料率・案について御説明申し上げます。お手元には【資料番号２】第７期計画保険料・第８期計画保険料率（案）と、【参考資料】介護保険料の滞納状況（H27～31年度）、そして、第７期計画の冊子112ページを御用意下さい。

まず、資料番号２の左側、「第７期」としてお示ししておりますのが、現行の介護保険料と保険料段階、そして保険料率でございます。

「保険料段階」は、保険料の基準額となる第５段階をもとに、本人の収入ないし世帯の課税状況を勘案し、所得に応じた負担になるように設定されるもので、国では第９段階まで規定しておりますが、市町村が独自に、段階を更に細分化することができます。

資料にあるＡ市～Ｃ市は、県内の他市町村のうち、比較的、本市と類似していると思われる市を掲載しております。Ａ市は１３段階、Ｂ市は１２段階、Ｃ市は１６段階までの設定ですが、本市は、保険料段階は第１３段階までとしております。

また、保険料段階には、それぞれ「保険料率」が設定され、保険料の基準額に、その段階ごとの保険料率を掛けあわせた金額をお納めいただきます。

保険料率についても、国ではこの表のとおり、０．５から１．７まで規定しているところですが、こちら市町村が独自に設定することが可能でございます。

例えば、Ａ市は第１段階の保険料率を０．３、第１３段階の保険料率を３．０としておりますが、本市は、第１段階の保険料率を０．３９、第１３段階の保険料率を２．１としております。

これにより、例えば、本市の場合、保険料段階が第５段階の方は、年間お納めいただく保険料は基準額通り５９，４００円。

保険料段階が第１３段階の方は、保険料率２．１０を掛けまして、年額１２４，７００円となります。

なお、第１から第３段階の保険料については、市町村によっては、昨年１０月の消費増税を財源とした国庫補助を受け、当初の保険料率から更なる軽減を実施しております。

朝霞市の場合、軽減後の保険料率がそれぞれ、カッコ内の０．１９、０．４０、０．６５になります。

よって、保険料段階が第１段階の方の保険料は、基準額に保険料率０．１９を掛けた、年額１１，２００円となります。

以上が第７期期間中の保険料等の概要でございます。続きまして、第８期の保険料率・案について御説明いたします。

現在、第８期期間中の介護保険料を決定する基礎となる、介護給付費等の試算を行っている最中ですので、資料右上の「第８期計画の介護保険料」の箇所は空欄とさせていただきます。

今後、介護給付費等の必要額を精査し、さらに、国より示される予定の、介護報酬改訂に係る必要額の増額等を考慮いたしまして、次回以降の会議にて、介護保険料の案をお示しさせていただく予定でございます。

そして本日は、第８期計画期間中の保険料段階と保険料率について御提案をさせていただきます。

現時点では、第８期期間中についても、現行と同様に、第１３段階までの保険料段階を設定する予

定でございます。

しかし、保険料率については、一部変更する方向で検討しております。

ここで、参考資料（A 4 横）、「介護保険料の滞納状況」を御覧ください。

第 4 段階の箇所にご注目ください。他の段階に比べ、保険料を滞納する方の割合が多く、滞納金額も多い状況となっています。

その理由の一つとして考えられるのが、第 4 段階の判定要件でございます。

第 7 期計画の冊子の 1 1 2 ページにございますが、第 4 段階の判定要件は、世帯内に課税者がいるが、本人は非課税で年金収入額等の合計が 8 0 万円以下の方となります。

一方、第 1 段階の判定要件は、本人を含む世帯全員が非課税で、年金収入額等が 8 0 万円以下の方となります。

世帯に課税者がいるかいないかという点が第 1 段階と第 4 段階を別ける基準ですが、被保険者本人の収入は第 1 段階と第 4 段階も同様です。

被保険者本人の収入は同様にもかかわらず、年間の保険料額は、現状で第 1 段階が 1 1, 2 0 0 円、第 4 段階が 5 3, 4 0 0 円の差となります。

第 4 段階の方の、保険料の滞納の割合が多くなる要因の一つとして、このような背景があると考えております。

そこで、資料 2 の右手側でございますように、第 4 段階の保険料率を、0. 9 から 0. 8 5 に低減することで負担感を軽減し、多くの方に保険料をお納めいただきたいと考えております。

この場合、もし保険料の基準額が現在と同様であれば、年間で 2, 9 1 0 円の負担減となります。

その一方、高所得者層である、第 9 段階以上の段階の保険料率を、資料のとおり引き上げることで、収入に応じた保険料を負担いただくことを検討しております。

以上のとおり、公平性の高い介護保険事業の運営を目指し、第 8 期計画期間中の保険料率については、第 4 段階の低減と、第 9 段階以降の引き上げを検討している次第でございます。

御意見並びに御賛同の程、お願い申し上げます。

#### 【高野委員長】

これはかなりテクニカルな話ですので、色んなことが理解できていないと理解できない御説明だったとは思いますが。

実際来年度から 3 年間、いくらなのかとはまだ計算中なので示せないのだけれども、介護保険料というのは、5 段階を一般的な所得の世帯の方の基準として、第 1 段階から第 9 段階まで前年の所得に応じて支払ってくださいというものです。

所得の多い方を、さらに細分化していくのは市町村の裁量になっておりまして、それに朝霞市の場合には現行の第 7 期では第 1 3 段階までにしておりました。来年度からの第 8 期計画に関しては、第 4 段階の人の保険料率を少し下げると一方、第 9 段階以降の比較的所得の多い方の保険料率を高めるという御提案です。

では、勿論この委員会では決める訳ではありませんので、御意見を言って、こういう方向性が高いのではないのということを御発言いただくことになると思うのですけれども、御意見としておありの方がいかがでしょうか。

#### 【遠藤委員】

参考資料の第 4 段階の方の滞納が多いということで、利率も下げてくださいというのですが、これはある程度シミュレーションもされているのだと思うのですが、それで滞納の率というのは、下がる見込みと読んでいらっしゃるのでしょうか。

**【望月課長】**

御質問の滞納率が下がるかという点なのですが、下がるという見込みまで踏み込んではいないところではございます。

しかしながら、第4段階の方の負担は大変高いのではないかとこのところは推察できるところでございます。

説明した通り、国が第1段階から第3段階までを消費税増税の影響を踏まえて、国の措置で下げてきておりますので、第4段階の方も非課税のところとなってございますので、そういった方々の負担軽減の必要性が高いと考えているところでございます。

**【遠藤委員】**

先ほど説明があったように、第1段階第4段階、本人の方の収入というのは変わらないということなので、そうするとやはり相当きついのではないのかというふうに推測されますし、この状況にも反映されているのだらうと思います。

また、逆に所得が多い方については第10段階から上の方というのは滞納率が低く受けられるので、第4段階のところをもう少し下げて、第10段階から上の方を若干上げるというのはいかがなのでしょうか。

**【望月課長】**

被保険者の人数の状態とかですね、そういったところもありまして、全体の保険料率を負担とか考えて、現段階でもう少し下げていきますと、さらに全体で色んな負担というのを考えていかなければいけません。県内でも第1段階は大変低くなってございます。

そちらの方の基準についても、全体の対象者の人数が多いこともあり、少し見直しを図る必要がありますので、現段階では第10段階以降の皆様の増減におきましては、これぐらいで納めていくことができるのではないかと考えております。

また、第9期におきましても、さらに高齢者人口は増加していくことも考えられますので、段階の在り方については検討していかなければいけないと思っております。

**【遠藤委員】**

はい、ありがとうございます。基準額が決まった訳ではないので、何とも言えないところもありますけれども、希望としてはそういうような思いもありますので、委員長もおっしゃったようにテクニカルな方法を色々と試算していただければ良いのかなというふうに思います。

**【渡邊委員】**

第8期と比べますと、第9段階から増率になっておりますよね。これで少し第8期は第9段階から第13段階の保険料が上がっていくのではないかと思います。

それはそれとしまして、積み残して、トータル合計で滞納者603人の保険料の合計、2,000万円超えているのですね。

これを回収とかしているのでしょうか。回収しているのであれば、回収率が分かれば良いのかなと思いました。それから31年度の合計ですけれども、第1段階から第13段階まででしょうかね。教えてください。

**【小川係長】**

収納率に関してなのですが、保険料の納め方が特別徴収とそれ以外の納付書で納めていただく

方とありまして、保険料を賦課した年度、例えば31年度などと、さらに古いものとありますが、保険料全体の収納率は98%程度で推移しております。令和元年度に収めていただけなかったものが令和2年度になりますと滞納繰越し分になりますと、例年20%代後半から令和元年度ですと30.72%となります。催告や徴収の取組みを進めることによって少しでも納めていただけるよう努力しているところです。

**【高野委員長】**

滞納している方に対して、具体的に朝霞市ではどのようなアプローチをしているとか、その辺のことをもしかしたら聞きたかったのではないかと思いますけれども。

**【小川係長】**

滞納している方へのアプローチで申しますと、通常の流れとしては納期限が決まっております、そこを過ぎた方に対しては20日後ぐらいに督促状を送っています。これは法律で決まっているものです。

さらに納めていただけない方には、催告書をお送りしています。あとは、徴収と言いますと、収納課にそういう部門がありまして、例えば介護保険料とか後期高齢者医療ですとか、各担当課で溜まっちゃった方に対して、最終的には差し押さえとかを、そうなる前に訪問・徴収をする場合やコールセンター、休日の相談窓口の開設等の取組みを進めております。

**【高野委員】**

御協議いただかないといけないのは、A3判の紙の資料番号1の保健段階の、13段階で保険料率が第1段階の人が0.39%から、第13段階が2.30%で納めていただく、こういうようなかたちのものです。今の点についていかがでしょうか。

**【本田（麻）委員】**

第3段階までは国が定めている標準所得段階区分ということで、第4段階は朝霞市独自で定めているのかという理解で良いのかという点と、あと今のお話しだと滞納されている方からいかに督促をして、納めてもらうという話だったと思うのですが、第4段階、その他もですけれども、結局これは前年度の収入にかかってくる訳ですよ。

今年度に入って収入が激減したという場合に、前年度で決まっているから苦しくなるということがありうるのかなと思います。

例えば第4段階だと、御本人は80万円以下ということで、それほど収入はないということなんですけれども、世帯、市民税課税者がいるということは、世帯の人が例えば失業してしまったとなると、市民税は前年度のものにかかっておりますよね。前年度の課税で、今年度は市民税課税者なんだけれども、世帯の人が失業してしまっただけで払えなくなっているというような事情がありそうで、そうなったときに払って貰わないといけないのだけれども、督促しているだけでは集められないのではないのでしょうか。

それこそ、支払いのプランを考えてあげるとか色んなことをサポートしてあげないといけないのではと思うので、そのあたりのこと、どのようにお考えなののでしょうか。あとはその、第4段階の未納が多いというのは、世帯が一緒だからといってあなたの面倒を見ますよという家族ばかりなのだろうか、非常に厳しいことを言っておりますけれども、自分のことは自分でと言って、家族は家族の方で自分の方で使うとしている場合、この80万円以下で自分の身のまわりのことを全部やらないといけない状況に陥っている方が、もしかしたら払えないということになっ

ていないのではないのでしょうか。そのあたりはどのように調査したり考慮したりしているのでしょうか。

**【高野委員長】**

第5段階までの基準は国が決めていましてですね、ここは保険者としては手を入れることができない部分、第6段階以降は保険者でどうぞ御自由に市町村で設定してくださいというところですね。

私も第4段階は今日の家族政策と大きく矛盾していると思うのですが、保険料の負担は世帯の所得の状況によって変わり、本人はお金がなくても保険料は高くきます。

結局高齢者個人の尊厳と言いながら家族単位で見ている、古き悪しき家族政策の考え方だと思っているのですが、事務局として第4段階はいじれないのだと思います。未納の話や滞納の対策とかはもしかしたら重要な点かもしれませんので、お答えいただければと思います。

多分、単純に督促してもすぐには回収できないだろうし、一緒に収納のプランとか考えていかないといけないし、勿論社会人としては翌年税金とか保険料が来るとするのは100も承知の話だから、それを見越して生活設計立てておかないといけないのだけど、急遽失業してしまったときに翌年の保険料も払えとそれは無理です、と言ったらという実情もあるだろうから、確信犯で払えない人よりも、そういう人たちのサポートをする人がいるのはどうだろうか。お願いします。

**【吉崎主任】**

今年度の生活が苦しいという方が御相談にいらしていただいた場合には、生活困窮の要件に該当すれば独自に減免をすることですとか、分割で納付をしていただくことを実施しております。

また今年度は、新型コロナで失業者されてしまった方につきましては、要件に当てはまれば、減免等の対応を実施しているところでございます。

**【本田（麻）委員】**

最終的には納めていただくのが筋だとは思いますが、あとは減免が受けられるときは必ずその案内をしていただくということで、情報提供とか督促の前に困っていることはありませんかとアナウンスなど、そういうことは考えていただければ良いかなと思います。

とにかく集めてくるというような考え方よりは、払える人にきちんと払ってもらい、払えない事情がある人が安心してそれでも介護を受けられる環境を作れるというところで考えていただければと思いますので、意見として述べさせていただきます。

**【高野委員長】**

はい、ありがとうございました。保険料率、保険料段階に関しての御意見いかがでしょうか。特に御意見は、お示しいただいたものでないということでしょうか。個人としては、社会保障制度は所得の再分配ですので、高所得者の人から低所得者の人に間接的に富の分配ができて、低所得者の負担は軽減される、高所得者に負担していただくのは基本的なことだと思いますので、保険料率についてさらに傾斜をつけてもよいと考えますが、高所得者の人数も考えると妥当かと思われま。

最後にその他ということで、事務局お願いいたします。

**【奥野係長】**

次回の会議の日程でございますが、12月14日（月）午後1時30分から午後3時まで、会場につきましては、市民会館301会議室を予定しております。

また、改めまして通知させていただきますので、よろしくお願いいたします。

**【高野委員長】**

それでは、以上を持ちまして議長の任を解かせていただきます。ありがとうございました。

○閉会

**【奥野係長】**

高野委員長、ありがとうございました。以上を持ちまして本日の会議を終了させていただきます。皆様、本日は長時間にわたり、会議に御出席をいただきまして、ありがとうございました。

会議録署名人 \_\_\_\_\_